

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆様へ
手をつなぐがん保険は全国各地にある各市区町村等の育成会の会員と
そのご家族のみがご加入できます。詳細はP.9をご確認ください。

手をつなぐがん保険

障がいのある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です

障がいのある方向けプラン

特長
1

代理手続き・代理告知が可能です。

特長
2

告知対象疾患の緩和を行います。

団体割引

10%
適用!!

障がいのある方のご家族向けプラン

特長
3

成年後見費用を補償します。



保険期間

令和3年1月1日午後4時から令和4年1月1日午後4時まで 1年間

加入締切

令和2年10月31日 取扱代理店 必着 ※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月末日締切)。

中途加入の補償期間

加入手続きの3ヵ月後月の1日から令和4年1月1日午後4時まで

加入方法

- 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。
- 前年同等プランで更新される方:今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)

保険料払込方法

口座引落・月払
(初回口座振替日 令和3年1月27日以降毎月27日に振り替えます(土日祝日の場合は翌営業日)。)

特長 1

障がいのある方向けプラン

代理手続き、代理告知が可能です

被保険者(障がいのある方)の代理として被保険者のご家族、成年後見人、保佐人・補助人、施設職員・従業員*1が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で手続き、告知ができます。

特長 2

障がいのある方向けプラン

知的障がい、てんかんの症状がある方もご加入できます

一般的ながん保険ではご加入前に告知が必要となる以下の障がいがある方も、手をつなぐがん保険は以下に関する告知は必要ありません。*2

知的障がい

心理的発達の障がい

多動性障がい

行為障がい

行為及び情緒の混合性障がい

チック障がい

神経系の先天奇形

ダウン症候群

エドワーズ症候群

ターナー症候群

てんかん

*1 被保険者が入所する施設の職員・従業員等。*2 健康状態の告知そのものが不要となるものではありません。

特長 3

障がいのある方のご家族向けプラン

成年後見
費用補償

最高10万円

成年後見人等を選任する時に必要となる以下の費用を実費で最大10万円まで補償します。

申立手続きに
関する費用*1

任意後見契約公正証書
作成に必要な費用

法律相談費用*2

成年後見等の代理申立および任意後見契約公正証書の作成の代理手続きに関する費用

*1 申立手続きに関する費用とは、申立手数料、登記手数料、鑑定費用、収入印紙代、診断書作成費用等の成年後見等の申立手続きに関する費用をいいます。

*2 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。

がん重度一時金
100～300万円*3

がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに、保険金(一時金)をお支払いします。
この一時金は成年後見人への報酬に充てることができます。



成年後見人が後見事務を行う場合、報酬が必要となります。
成年後見人が通常の後見事務を行った場合、通常、月額2～6万円程度(管理財産額による)*4
の報酬が必要です。

*3 ご加入プランにより異なります。

*4 平成25年 東京家庭裁判所 東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」より

補償の種類と保険金額

障がいのある方向けプラン

障がいのない方もご加入できます。

補償内容		Aプラン ベーシックプラン	Bプラン おすすめプラン	Cプラン 充実補償プラン
がん診断 保険金	がんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	100万円	200万円	300万円
がん入院 保険金	がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、保険金をお支払いします。	1万円	2万円	3万円
がん手術 保険金	がんで所定の手術*2をしたときに、手術の種類に応じて保険金をお支払いします。	40・20・10万円	80・40・20万円	120・60・30万円
がん通院 保険金	①がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。 ②がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。 ※1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします(①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)。	5,000円	10,000円	15,000円
がん先進 医療保険金	がんで先進医療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。	500万円限度		

*1 がんの診断確定は、病組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
*2 時期を同じくして*42種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍または40倍となります。
*3 対象となる先進医療については、P.13「がん先進医療特約」をご確認ください。
*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
●保険金をお支払いする主な場合については、P.12「補償の概要等」をご確認ください。

保険料(月額)

障がいのある方向けプラン

障がいのない方もご加入できます。

ねん 年	れい 齡	Aプラン ベーシックプラン	Bプラン おすすめプラン	Cプラン 充実補償プラン
	5 - 9歳	320円	470円	630円
	10 - 14歳	390円	620円	860円
	15 - 19歳	330円	510円	690円
	20 - 24歳	300円	440円	600円
	25 - 29歳	460円	760円	1,050円
	30 - 34歳	750円	1,340円	1,940円
	35 - 39歳	1,080円	1,990円	2,930円
	40 - 44歳	1,530円	2,910円	4,300円
	45 - 49歳	2,160円	4,180円	6,190円
	50 - 54歳	2,970円	5,790円	8,610円
	55 - 59歳	4,410円	8,650円	12,910円
	60 - 64歳	6,550円	12,950円	19,340円
	65 - 69歳	8,750円	17,340円	25,950円
	70 - 74歳	10,910円	21,690円	32,450円
	75 - 79歳	12,630円	25,120円	37,600円
	80 - 84歳	14,310円	28,480円	42,640円
	85 - 89歳	15,680円	31,220円	46,760円

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(令和3年1月1日時点の年齢をいいます。)によって異なります。
●次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等によっても、保険料が変更になる場合があります。なお、保険料には、制度運営費100円が含まれます。
直近の保険金のお支払い実態等を踏まえ、保険料を改定しています。また、新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の初日より、その日を含めて90日の待機期間(保険金をお支払いしない期間)を廃止しています。
●上記保険料は、ご加入者数が100名以上の場合の金額です。ご加入者数が100名を下回った場合には、保険料を修正させていただきます。あらかじめご了承ください。

補償の種類と保険金額

ご家族向け(成年後見費用補償付)プラン

補償内容		Dプラン ベーシックプラン	Eプラン おすすめプラン	Fプラン 充実補償プラン
がん診断 保険金	がんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	100万円	200万円	300万円
がん入院 保険金	がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、保険金をお支払いします。	1万円	2万円	3万円
がん手術 保険金	がんで所定の手術*2をしたときに、手術の種類に応じて保険金をお支払いします。	40・20・10万円	80・40・20万円	120・60・30万円
がん通院 保険金	①がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。 ②がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。 ※1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします(①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)。	5,000円	10,000円	15,000円
がん先進 医療保険金	がんで先進医療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。	500万円限度		
ご家族向けプラン のみのお取扱い 成年後見 費用補償 + がん重度 一時金	がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに、被保険者の (ア)親族を成年被後見人等とする成年後見人等が選任された場合 または(イ)親族を本人とする任意後見契約を締結した場合は、被保険者またはその親族が保険期間中に負担したP13に記載されている費用を、その費用の負担者に保険金をお支払いします。	10万円限度		
	がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに、保険金(一時金)をお支払いします。	100万円	200万円	300万円

*1 がんの診断確定は、病組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
*2 時期を同じくして*42種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍または40倍となります。
*3 対象となる先進医療については、P.13「がん先進医療特約」をご確認ください。
*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
●保険金をお支払いする主な場合については、P.12「補償の概要等」をご確認ください。

保険料(月額)

ご家族向け(成年後見費用補償付)プラン

年齢	Dプラン ベーシックプラン	Eプラン おすすめプラン	Fプラン 充実補償プラン
	ベーシックプラン	おすすめプラン	充実補償プラン
5 - 9歳	—	—	—
10 - 14歳	—	—	—
15 - 19歳	350円	540円	730円
20 - 24歳	320円	470円	640円
25 - 29歳	490円	810円	1,120円
30 - 34歳	800円	1,420円	2,060円
35 - 39歳	1,160円	2,130円	3,140円
40 - 44歳	1,650円	3,150円	4,650円
45 - 49歳	2,370円	4,590円	6,810円
50 - 54歳	3,330円	6,490円	9,660円
55 - 59歳	5,000円	9,830円	14,670円
60 - 64歳	7,440円	14,710円	21,960円
65 - 69歳	10,030円	19,880円	29,740円
70 - 74歳	12,730円	25,290円	37,840円
75 - 79歳	15,040円	29,880円	44,720円
80 - 84歳	17,310円	34,420円	51,520円
85 - 89歳	19,260円	38,300円	57,340円

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(令和3年1月1日時点の年齢をいいます。)によって異なります。
●次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等によっても、保険料が変更になる場合があります。なお、保険料には、制度運営費100円が含まれます。
直近の保険金のお支払い実態等を踏まえ、保険料を改定しています。また、新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の初日より、その日を含めて90日の待機期間(保険金をお支払いしない期間)を廃止しています。
●上記保険料は、ご加入者数が100名以上の場合の金額です。ご加入者数が100名を下回った場合には、保険料を修正させていただきます。あらかじめご了承ください。

よくあるご質問

皆様からよくいただくご質問とその回答を掲載しています。

ご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせ先までご連絡ください。

- Q1

会員でなくても加入できますか？
- A1

加入できません。ご入会后、加入することが可能です。(会員ご本人が加入者となり、そのご家族を保険の対象とすることができます。詳しくは、P.9「保険の対象となる方」をご確認ください。)
- Q2

会員の対象は誰になりますか？
- A2

①各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)にある各支部(各区市町村等の育成会)の個人会員 ②各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)の個人会員が対象になります。
- Q3

障がいがない子どもでも加入できますか？
- A3

P.9「保険の対象となる方」に該当すれば、障がいがない方でも加入が可能です。P.10「おすすめプラン例」をご参照ください。
- Q4

賛助会員は加入できますか？
- A4

賛助会員は加入できません。
- Q5

会員でなくなった場合どうなりますか？
- A5

毎年、保険始期時点でご加入かどうかの確認を行います。会員でない場合は継続はできません。
- Q6

加入する場合は医師の診査が必要ですか？
- A6

不要です。簡単な健康状態告知のみで申込みいただけます。加入依頼書に健康状態を正しくご記入ください。なお、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- Q7

今までに医師にがんと診断されたことがあるが、加入はできますか？
- A7

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断された方は新規加入や補償アップでのご加入はいただけません。
- Q8

加入時の保険料がずっと続くのですか？
- A8

5歳毎に保険料が変更になります。なお、割引率が変わり、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。詳しくはP.4及びP.6「保険料(月額)」をご参照ください。
- Q9

対象疾患の緩和とは告知が免除されるということですか？
- A9

加入依頼書の「告知の対象とならない病気・けが一覧」に記載の病気・けがは告知対象外となります。一方、それ以外の病気・けがは告知が必要です。
- Q10

どのような「がん」が対象となりますか？
- A10

上皮内がん等の初期のがんから、がんを幅広く補償します。詳しくはP.12「補償の概要等」をご確認ください。
- Q11

がん診断保険金の支払いの後、がんが再発・転移したり、新たながんになった場合、診断保険金は支払われますか？
- A11

一旦治癒・寛解した後、がんが再発・転移したと診断確定されたとき、原発がんとは関係なく、がんが新たに生じた診断確定された場合はがん診断保険金をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

- Q12

保険期間の途中からでも加入はできますか？
- A12

加入できます。取扱代理店へご相談ください。
- Q13

保険料の支払方法を教えてください。
- A13

毎月27日に銀行口座引落(ゆうちょ銀行含む)となります。保険料の引落ができなかった場合、翌月27日に翌月請求分と併せて2回分の保険料を引落します。
- お申し込みから保険料お支払いまでのスケジュール

10月

11月

12月

1月

2月

3月

4月

末日

1日

27日

27日

27日

補償開始日

保険料口座引落日(1回目)

保険料口座引落日(2回目)

保険料口座引落日(3回目)

保険期間(1年間)

補償開始
- Q14

2ヵ月連続して保険料を引落できなかった場合、どうなりますか？
- A14

3ヵ月目の末日までに、未払保険料の全額を払込みしていただきます。
- Q15

保険料は掛け捨てですか？
- A15

ご加入いただきやすい保険料設計のため、保険料は掛け捨ての商品になります。
- Q16

終身保険ですか？
- A16

終身保険ではありません。一年契約です(89歳まで自動更新)。
- Q17

成年後見人・保佐人・補助人が代理手続きする場合は必要書類がありますか？
- A17

成年後見人・保佐人・補助人が代理手続きする場合は追加で「登記事項証明書(本紙)」または「後見人審判書(コピー)」の発行6ヵ月以内の書類が必要になります。
- Q18

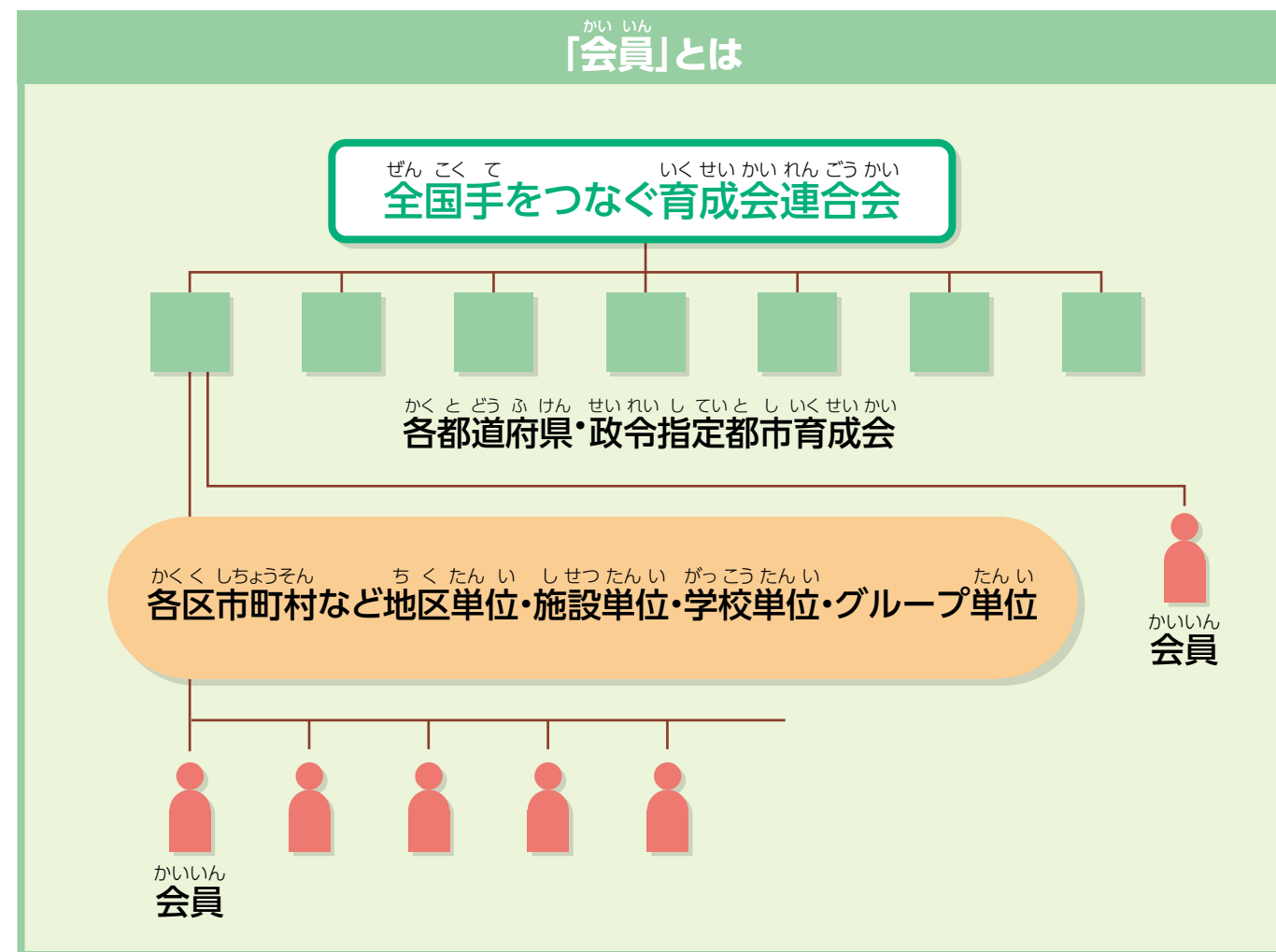
生命保険控除証明書は発行されますか？
- A18

生命保険控除証明書は加入者(会員)宛に発行されます。ただし、ご家族向けプランの「成年後見費用補償部分の保険料」及び制度運営費は控除対象外になります。

ほ けん たい しょう かた ひ ほ けん しゃ
保険の対象となる方(被保険者)

ほん ほ けん い か かい いん みな さま か にゆう
本保険は以下の会員の皆様のご加入できます。

- ① 各都道府県・政令指定都市育成会（連合会の正会員）にある各支部（各区市町村等の育成会）の個人会員
- ② 各都道府県・政令指定都市育成会（連合会の正会員）の個人会員



ほ けん たいしょう かた
保険の対象となる方*1

- ① かいいん ② かいいん かいぐうしゃ ③ かいいん こ
 ④ かいいん かいぐうしゃ りょうしん ⑤ かいいん かいぐうしゃ きょうだい
 ⑥ かいいん どうきょ しんとう いな い けつぞく しんとう いな いんぞく はいぐうしゃ ぶく
 ① 会員 ② 会員の配偶者*2 ③ 会員の子ども
 ④ 会員と配偶者*2 の両親 ⑤ 会員と配偶者*2 の兄弟
 ⑥ 会員と同居している6親等以内の血族または3親等以内の姻族(配偶者を含みません。)

*1 満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。なお、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認ができる場合に限ります。婚約とは異なります。

① 婚姻意思*3を有すること。 ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

おすすめプラン例^{れい}

以下のケースは一例です。
皆さまのニーズに合わせてプランをお選びいただけます。

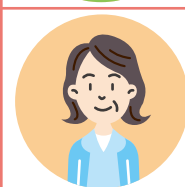
しょう かた めい りょう しん か にゅう ば あい
障がいのある方1名とご両親が加入する場合



	しょう かと も こども しょう かと 障がいのある方 ほん にん さい ご本人が30歳	しょう かと も 障がいのある方向けプラン Bプラン おすすめプラン	づつ ぐく ほ けん りょう 月額保険料 1,340 円 えん
	りょう しん ご両親 がい いん かと 会員の方 ほん にん さい ご本人が55歳	か ぞく む せいねんこうけん ひ よう ほしょうとくやくつ ご家族向け(成年後見費用補償特約付き)プラン Eプラン おすすめプラン	づつ ぐく ほ けん りょう 月額保険料 9,830 円 えん
	りょう しん ご両親 はい ぐう しゃ かと 配偶者の方 ほん にん さい ご本人が61歳	か ぞく む せいねんこうけん ひ よう ほしょうとくやくつ ご家族向け(成年後見費用補償特約付き)プラン Eプラン おすすめプラン	づつ ぐく ほ けん りょう 月額保険料 14,710 円 えん
しょう かと こ さい 障がいのある方(子ども30歳)、 りょうしん がい いん かと さい はい ぐう しゃ さい ご両親(会員の方が55歳、配偶者が61歳)のケース づつ ぐく ぐう けい ほ けん りょう 月額合計保険料 25,880 円 えん			

しょう かた めい しょう かた めい りょうしん かにゅう ば あい
障がいのある方1名、障がいのない方1名とご両親が加入する場合



	しょうなん 長男 しょう 障がいのある方 かた ほんにん さい ご本人が28歳	しょう しょう 障がいのある方向けプラン Bプラン おすすめプラン	ずつがく ほけんりょう 月額保険料 760 円
	じなん 次男 しょう 障がいのない方 かた ほんにん さい ご本人が24歳	しょう しょう 障がいのある方向けプラン Bプラン おすすめプラン	ずつがく ほけんりょう 月額保険料 440 円
	りょうしん ご両親 かいいん かい 会員の方 ほんにん さい ご本人が54歳	かぞくむ せいねんこうけん ひょうほしょうとくやくつ ご家族向け(成年後見費用補償特約付き)プラン Eプラン おすすめプラン	ずつがく ほけんりょう 月額保険料 6,490 円
	りょうしん ご両親 はいぐうしゃ かい 配偶者の方 ほんにん さい ご本人が55歳	かぞくむ せいねんこうけん ひょうほしょうとくやくつ ご家族向け(成年後見費用補償特約付き)プラン Eプラン おすすめプラン	ずつがく ほけんりょう 月額保険料 9,830 円
しょう しょう 障がいのある方(長男28歳)、しょう しょう 障がいのない方(次男24歳)、 りょうしん かいいん かい かい さい はいぐうしゃ さい ご両親(会員の方)が54歳、配偶者が55歳)のケース げつがくごうけい ほけんりょう 月額合計保険料 17,520 円			

か にゅう しゃ む ご加入者向けサービス

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談*2

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間

24時間365日

 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

 0120-285-110

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談 ■各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*1とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、一部地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて

●ご提供します。

- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- ・*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ほ しょう ほ しょう がい よう とう がん補償 補償の概要等

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。また、ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償の種類と保険金額」表を、ご確認ください。
がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。
【ご注意】この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。))。

保険金をお支払いする主な場合	
がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限り、また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金 がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金 がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
がん手術基本特約	がん手術保険金 がん手術保険金日額に手術日数を乗じた額をお支払いします。 ※がん手術保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん手術保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術基本特約 がん手術基本特約は、がん手術保険金にがん手術基本特約の補償額を加えた額をお支払いします。 ※がん手術基本特約が適用される期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん手術基本特約の補償額は重複してはお支払いできません。
がん通院保険金+がん通院保険金の補償拡大特約	がん通院保険金 がん通院保険金日額に通院日数を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん通院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん通院保険金+がん通院保険金の補償拡大特約 がん通院保険金にがん通院保険金の補償額を加えた額をお支払いします。 ※がん通院保険金+がん通院保険金の補償拡大特約が適用される期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん通院保険金+がん通院保険金の補償拡大特約の補償額は重複してはお支払いできません。

11

12

		保険金をお支払いする主な場合								
がん補償基本特約	がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ●その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。								
	がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定め施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療								
がん成年後見費用等補償特約		東京海上日動は、「がん重度一時金をお支払する場合」に該当したことを直接の原因として、親族を成年被後見人等とする成年後見人等*1が選任された場合または親族を本人とする任意後見契約を締結した場合は、被保険者またはその親族が保険期間中に下表の費用を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、10万円を限度としてその費用の負担者に、保険金を支払います。 <table><tr><td>①</td><td>申立手数料、登記手数料、鑑定費用、収入印紙代、診断書作成費用等の成年後見等の申立手続に関する費用</td></tr><tr><td>②</td><td>任意後見契約公正証書作成に必要な費用</td></tr><tr><td>③</td><td>法律相談費用*2</td></tr><tr><td>④</td><td>成年後見等*3の代理申立および任意後見契約公正証書作成の代理手続に関する費用</td></tr></table> *1 成年後見人等とは、民法に規定される成年後見人（成年後見監督人を含みます）、保佐人（保佐監督人を含みます）または補助人（補助監督人を含みます）をいい、家庭裁判所から選任された者に限ります。 *2 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、東京海上日動の承認を得て支出する費用をいいます。 *3 成年後見等とは、民法に規定される後見、保佐または補助をいいます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	①	申立手数料、登記手数料、鑑定費用、収入印紙代、診断書作成費用等の成年後見等の申立手続に関する費用	②	任意後見契約公正証書作成に必要な費用	③	法律相談費用*2	④	成年後見等*3の代理申立および任意後見契約公正証書作成の代理手続に関する費用
	①	申立手数料、登記手数料、鑑定費用、収入印紙代、診断書作成費用等の成年後見等の申立手続に関する費用								
②	任意後見契約公正証書作成に必要な費用									
③	法律相談費用*2									
④	成年後見等*3の代理申立および任意後見契約公正証書作成の代理手続に関する費用									
		【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】 「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。 事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いくこともできます。）。 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。								

このパンフレットは団体総合生活保険がん補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

手をつなぐがん保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I

ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み  この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2.基本となる補償および主な特約の概要等   基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意  以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●がん成年後見費用等補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定  この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。また、更新時でも保険金額の増額等はできません。

5.保険期間および補償の開始・終了時期   ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み  保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法   払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について  （※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①脱退により、その構成員でなくなった場合

②ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7.満期返れい金・契約者配当金  この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II

ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務  加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】★告知事項

項目名	基本補償・特約	がん補償
生年月日		★
性 別		★
職業・職務		—
健康状態告知＊1		★

※がん補償について「他の保険契約等＊2」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

＊1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身＊3が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

＊3 保険の対象となる方(障がいのある方)の代理として告知されるご家族、成年後見人、保佐人、補助人、保険の対象となる方が入所する施設の職員・従業員等も含まれます。

②告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊5。

●責任開始日＊4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

＊4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていたいただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

③告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

保険金受取人は被保険者本人自身となります。なお、被保険者本人以外の者を保険金受取人に指定することができますが、指定する場合は、被保険者本人の同意が必要となります。保険金受取人は原則として親族の中から1名を選択してください。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するため

に、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

⑥加入者(会員)の個人情報を会員であることを確認するために、氏名・生年月日・住所・連絡先を正会員(各支部を含みます。)に対して提供すること

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4.その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしますが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。

- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 - 1.保険の対象となる方（またはご加入者）が当社にご加入内容をご照会された場合
 - 2.特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 - 3.ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

6.がん成年後見費用等補償特約を請求するとき

- がん成年後見費用等補償特約を付帯している場合で、成年後見人等が選任された場合または任意後見契約を締結した場合は、選任された日または締結した日からその日を含めて30日以内に、成年後見人等の選任または任意後見契約の締結に関する内容等の詳細を東京海上日動にご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、当会社が特に必要とする書類または証拠をご提出いただく場合があります。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐保険金をお支払いする主な場合 ☐保険金額、免責金額（自己負担額） ☐保険期間
☐保険料・保険料払込方法 ☐保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

☐加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
☐保険の対象となる方*1によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

☐加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

*1 保険の対象となる方（障がいのある方）の代理として告知されるご家族、成年後見人、保佐人、補助人、保険の対象となる方が入所する施設の職員・従業員等も含みます。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*2」についてご確認ください。
*2 例えば、がん成年後見費用等補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

必ずお読みください

2020年7月

ご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。現在ご加入いただいております手をつなぐがん保険を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

■主な改定点

改定項目	概 要
民法（債権法）改正に伴う約款改定	民法（債権法）改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
約款上の疾病等に関する定義（ICD等）の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類－腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。
保険料の改定	直近の保険金のお支払実態等を踏まえ、がん補償の保険料を改定します。

このご案内は、改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款 および特約」に記載しています。必要に応じて、取扱代理店までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社 	東京海上日動安心110番（事故受付センター）
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関） 	
東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 （http://www.sonpo.or.jp/）	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ
 0570-022808 （通話料有料） IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）	 0120-720-110 受付時間：24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

■ 契 約 者 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

■ 取 扱 代 理 店 (ご相談・お問い合わせ先)

■ 制度幹事代理店



ぜんち共済株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
TEL:03-6910-0850 FAX:03-6910-0851
mail:gan@z-kyosai.com

0120-322-150

(営業時間 平日9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く))
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

■ 引 受 保 険 会 社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部東京公務課

TEL:03-3515-4126 FAX:03-3515-4127
(営業時間 平日9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く))
URL: www.tokiomarine-nichido.co.jp

■ 事故発生の際のご連絡先

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間:24時間365日

この保険は、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会をご契約者とし、会員等を保険の対象となる方とする団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として連合会が有します。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入締切までにご加入者からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。団体総合生活保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。「手をつなぐがん保険」は団体総合生活保険のペットネームです。